

貯蓄預金

2019年4月1日現在

| | |
|--|---|
| 商品名(愛称) | 貯蓄預金 |
| 販売対象期間 | ・個人のみ ・期間の定めはありません |
| 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ・随時預入 ・1円以上 ・1円単位 |
| 払戻方法 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 | ・随時払戻しできます ・10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上の5段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の利率を適用します ・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます ・毎日の最終残高100円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日として日割で計算します |
| 税金 | ・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の一律分離課税が徴収されます(ただし、マル優をご利用の場合はかかりません) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります |
| 手数料 | ・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、当金庫所定の手数料をいただくことがあります(詳しくは「主な手数料一覧」をご覧ください) |
| 付加できる特約事項 | ・普通預金との間で資金を移動させるスウィング(自動振替)サービスの取扱いができます |
| 中途解約時の取扱い | _____ |
| 金利情報の入手方法 | ・金利は店頭の金利ボードによりご案内しております 詳しくは窓口へおたずねください |
| 苦情処理措置・紛争解決措置 | ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務推進部(9時~17時、フリーダイヤル0120-191142)にお申し出ください ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記業務推進部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(電話:011-221-3273)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務推進部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせ下さい |
| その他参考となる事項 | ・公共料金等の自動支払い及び給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません ・「総合口座」の取扱いはできません ・預金保険制度の対象預金となります 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して1,000万円までとその利息が対象となります ただし、元本の合計には決済用預金(当座預金、無利息型普通預金)含まれません ・個人の方はマル優のご利用ができる場合もありますので、窓口でご確認ください |